

商人資本による山林所有の形成

―日田商人、三印鍋屋森家の事例―

勝目 忍

一、はじめに

わが国の多くの先進林業地には、商人資本による山林所有の形成がみられる。商人の山林地主化は、大山林地主成立の原基的形態と考えられている⁽¹⁾。

幕末、日田地方には、「日田金」で知られる日田商人の活躍があり、これら商人資本の山林への進出は当然考えられるが、このことについて、これまでじゆうぶん究明されていない。いささか関係のある研究をみると、遠藤正男氏は、「日本近世商業資本発達史論」のなかで、日田金蓄積の地理的条件の一つとして、幕末における日田林業の発展をあげている⁽²⁾。しかしこれは資料的裏付の上でなされたものでない。一方、原田敏丸氏は、豆田町商人広瀬家・千原家などの資料によつて、この遠藤氏の見解に批判的である。ところで林産物取引の交通の要しよにあたる隈町の代表的商人、鍋屋⁽³⁾、三印鍋屋、三印鍋屋と京屋（京印）の山林帳、田畑帳には、幕末から大正期にかけての山林集積過程や経営内容を詳細に記載してある。すでに幕末、日田商人の山林地主化が進んでいたと考えていいのではなからうか、というのが私の立場である。

本稿は、三印（みつびきじるし）鍋屋⁽⁴⁾の山林帳をもとに、日田商人の山林地主化について、歴史地理的に分析をこころみたものである。これは日田林業発展期の実態を知る一つの手がかりとならう。こんごさらに⁽⁵⁾三印鍋屋、⁽⁶⁾京印京屋などの資料の分析を進め、その上であらためて、この問題を論究したいと思う。

- (1) 阿部正昭「大山林地主の成立」
 (2) 遠藤正男「日本近世商業資本発達史論」
 (3) 原田敏丸「豊後日田における商業資本の性格」九州経済史論集第二卷
 (4) 隈町商人鍋屋が、またその一族、三印鍋屋が日田商人中、屈指の豪商であつたことは、遠藤正男「前掲書」の次の文章によつて明白である。

「推定的数字を許さるるならば千原、広瀬、森三家の如きは明らかに三十万両を越えていたと考えられ得る」
 (三四三頁)

「日田商人の有力者、森甚左衛門、山田為作、山田作兵衛、草野忠右衛門、広瀬七三郎等が相議し、今日の銀行の先駆ともいふべき為替会社を設立した」(三五〇頁)、ここにある森甚左衛門とは三印鍋屋四代目良藏のことである。
 二、日田林業の概況(幕末、明治期)

日田林業地は、筑後川の上流、太分県の西北部に位置する、わが国優良林業地の一つであつて、これに隣接する小国、玖珠林業地を合せると、わが国、第一のスキの生産を誇つて¹⁾いる。阿蘇、九重、英彦の山々に囲まれた山間地帯で、侵食された谷の斜面には崖錐の発達がみられ、肥沃な土壌が堆積している。雨量は年間二、三〇〇と一、七〇〇ミリに達し、杉の成育はきわめて早い。また筑後川水系にぞくし、これらの林業地が、筑紫地方とを結ぶ水運の恩恵を最大限に受けて育成されたといつて過言でない。

日田林業のはじまりについては、しかるべき資料がないので明らかにされてい^{ない}。ただ幕末(弘化元年頃)における日田地方の林業を知る資料として、大蔵永常の「広益国産考」第七卷に豊後国日田郡の産物(山野并畑に出来の分)がある。

(表一参照) これによると日田地方一内の総林産物の生産額は一三品目、二万二、〇三九両におよび、そのおもなものをあげ

ると紙類、八、三三〇兩一歩、はげの実四、五〇〇兩、木材四、一六六兩二歩、しいたけ一、六六六兩二歩となつてゐる。當時、日田地方の山間地は米作に適しない冷水田が多く、そうした土地においては日田地方独特の年貢米銀納が実施され、⁽²⁾上納銀調達のために、樹芸林業が発達してゐた。

木材生産も万延二年には川下し木材数、年間二〇万本に達してゐた。⁽³⁾

明治以降、資本主義經濟の進展にともない、用材林業は飛躍的に進んだ。大分県は明治三三年の農商務省統計表によると、わが国第一位の生産量を誇つてゐる。そして日田隈河岸から川下しされた木材は明治三二年、二二万六、〇〇〇円にのぼつた。明治末期から大正期における大分県の用材林業の發展もめざましく、熊本県管轄局調査の昭和九年当時の製材工場創業調べによると、日田管轄管内の製材工場の創業数は明治期三、大正期一〇三、そして昭和九年には一九六工場に達した。(表三参照)

日田林業の中心地、津江地方には五〇町歩以上の山林地主が六六戸あり、これは全戸数の九・三%にすぎないが、その所有してゐる山林面積は全山林面積の四一・三%に達してゐる。この山林地主六六戸のうち、二九戸は在村地主であつて、この中刻をなすのが土豪的系譜をもつ地主で、地域社会に強い力を持つてゐる。三七戸は他村地主である。資本主義的性格の強い不在地主と旧土豪層の系譜をもつ在村地主が併在してゐる姿が、日田林業の一つの特徴でもある。不在地主は久留米、福岡方面の人が多い。

注

(1) 佐藤敬二、宮島寛「日田の林業」

(2) 原田敏丸「前掲書」

(3) 「相澤時之進、源恭昌墓」(岳林寺にあり)の墓銘に「日田土挾人田稼穡不給公税私産半資於山松杉楠檜自瀆入海者

年不下二十万本而沿道吏民從而征焉比及海捐十之三三君為請府君納十一於管禁私征民德之隈水上流難於通舟入筑之道

表1 豊後国日田郡の産物（山野并畑に出来の分）

品名		数量	金額
紙類	凡	4,500丸	8,330兩1歩
楮皮	凡	3,000抱	1,000兩
一郡の出来高23,000抱の中20,000抱 紙漉き原料 3,000抱他国出し			
材木	凡	3,000艘（但筏数）	4,166兩2歩
竹	凡	500々（ 々 ）	166兩2歩
糠	実		4,500兩
椎茸		100箱（1箱10貫入）	1,666兩2歩
葛粉		1,000俵（但4斗入）	113兩
五倍子		8,000斤（但唐目）	116兩2歩

（大蔵永常，広益国産考卷七より，但し100兩以下は省略）

表2 隈河岸場商品移出入表

移 出				移 入			
商品名	量 (千単位)	価 (千円)	仕向先	商品名	量 (千単位)	価 (千円)	仕向先
材木		216.0	福岡地方	織物及び繻綿		71.2	大阪地方
杉(本)	58	116.0	◇	呉服(反)	70.0	14.0	◇
松(◇)	36	54.0	◇	反物(◇)	30.0	45.0	◇
杉板(拜)	108	43.0	◇	洋反物類(◇)	-	10.3	◇
杉板(◇)	30	9.0	◇	繻綿(◇)	1.1	1.9	◇
杉丸太(本)	50	20.0	◇	石油函	12.0	33.0	◇
松丸太(◇)	50	15.0	◇	青蘆備後表(束)	23.0	19.0	福岡地方
杉長(◇)	20	4.0	◇	清酒(石)	0.4	12.0	◇
紙(和紙)(束)	60	180.0	◇	砂糖(◇)	12.0	10.0	鹿児島地方
炭(◇)	200	60.0	◇	食塩(石)	5.0	10.0	福岡地方
麻草(◇)	9	25.5	◇	米(◇)	0.6	6.0	熊本地方
煙草(◇)	92	20.1	◇	肥物	20.0	5.0	福岡地方
米(石)	0.9	9.0	◇	其の他	-	14.2	四
茶(◇)	6	6.0	神戸地方				
計		556.6		計		176.6	

明治31年、大分県農工商統計書より

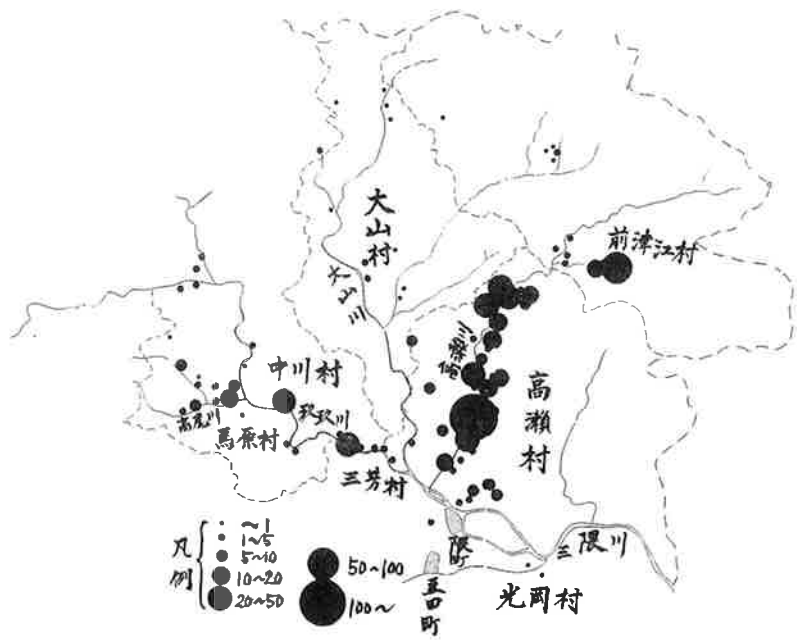
表3 九州地方民営製材工場創業年次一覧表

県 営	明治											大正													
	22	28	30	35	38	40	41	42	43	44	45	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
福岡	1											1	2	2	3	3	10	5	9	7	4	5	15	6	13
佐賀		1				1				4						1	1	2	3	5	4	2	8		
長崎											1	1							4	4	1	5	7	6	
熊本	1									4	4		3		2	6	10	14	6	13	21	21	13	19	
宮崎										1	1	1	4	3	7	6	5	3	8	10	10	9	12	18	
鹿児島						1					1	1		3	1	4	3	11	9	5	11	8	8	18	
大分	1	1		2	1	1	2	2	1	1	2	4	5	4	7	13	7	19	21	14	40	20	22	26	36
佐伯署																	1		1	1	2	1	1	1	4
竹田																1		3	1		3	1	2	4	2
大分		1		1						1						1	3		4	2	6	5	8	3	8
森						1													1	1	1	1	1	1	8
中津				1		1	1	1		1	2	1	3	3	3	2	1	7	5	1	5	5	4	5	8
日田	1						1	1				2	2	1	2	7	5	7	9	8	24	7	7	13	6
計	2	2	1	2	1	2	3	2	1	1	1	12	10	13	16	26	34	43	60	48	79	73	84	74	108

資料，熊本営林局：九州地方の製材工場ト資材ノ需給

五

県 営	昭和									計
	2	3	4	5	6	7	8	9		
福岡	8	11	10	10	7	9	5	6	152	
佐賀	8	9	7	11	7	9	8	91		
長崎	2	5	7	10	5	10	4	6	78	
熊本	24	25	21	27	21	31	29	19	334	
宮崎	14	15	30	20	22	33	19	19	270	
鹿児島	22	30	18	23	23	27	35	26	288	
大分	28	30	21	25	37	29	31	29	482	
佐伯署	3	3	1	1	1	1	3	4	30	
竹田	1		1	1	1	1		1	23	
大分	6	5	6	7	6	7	7	6	93	
森	1	6	2	3	5	1	2	2	38	
中津	4	4	5	5	5	5	6	8	102	
日田	13	12	6	8	19	14	13	8	196	
計	106	125	114	126	122	148	131	105	1695	



多岐阪君將除二階」とある。(日田市隈町、田中晃氏の筆写資料より拝借した)

(4) 表三は明治三十一年、大分県農工商統計書より作成する。

三、「山林帳」の分折を中心として

(1) 三印(みつびきじるし) 鍋屋森家について⁽¹⁾

森家は慶長三年、宮本長治郎に代つて隈町の領主となった毛利伊勢守高政に従つて来た家来で、高政がその後、佐伯に移封したさい、そのままここに留つたといわれる。初代を森三吉郎といった。森家は代を重ねるに従つて身代が大きくなり、四代三右衛門の時、本家を(三)印鍋屋とし、分家(三)三位鍋屋、(七)印鍋屋が出来た。さらに次の代に(一)印鍋屋から分家して三印鍋屋が生まれた。森家一統の屋号をあげると次のようなものがある。

(一)金、三、大。
(二)金、三、大。
(三)金、三、大。

三印鍋屋森家は、(三)印の分家筋とはいいいながら、本家に劣らぬ経済力を持つていた。初代を文兵衛長教といい二代芳章、三代芳標といつた。⁽²⁾

封建的特権のもとに掛屋として発展してきた三印森家も、明治の変革でその特権をなくし、あまつさえ多額の貸し倒れに苦しんだと思われる。この変動期の当主は、(文)印鍋屋から養子となった四代目甚左衛門良蔵であった。彼は幕政中に蓄積した土地をもとに、地主としての地位を保ちながら、(三)鍋屋と共同で酒造業を営むなど、変動期の当主らしい働きを見せている。なかでも明治八年、銀行の先駆ともいふべき為替会社を設立したことは高く評価される。⁽³⁾維新後、土地(主として山林)への投資はめざましいものがあり、これは次の代、永久、その子保蔵へと続いた。保蔵は大正のはじめ積極的に山林経営に取組んだが、年若くして死んだ。その次の代春雄は居を東京に移し、さしもの身代も傾いていつた。

(2) 山林所有地とその分布

三印鍋屋森家の所有地を明治二四年の「山林本帳」、「田畑本帳」によつて地域別にまとめたのが表四である。宅地一町二

表4 土地所有面積

	宅 地			田		
	面 積	%	筆 数	面 積	%	筆 数
	反畝歩厘			町反畝歩		
限 町	4.5.18.8	34.8	18			
豆 田 町	4.18.	3.1	2			
竹 田 村	2.7.21.	20.9	9	2.1.5.29	12.1	21
五 和 村				4.8.8.24	27.4	28
光 岡 村				1.6.8.06	9.5	19
庄 手 村	1.0.03.	7.8	1	2.6.5.23	14.9	15
西 有 田 村				1.3.1.12	7.4	9
三 芳 村				1.2.1.05	6.8	11
高 瀬 村	6.21.	4.8	2	2.2.7.15	12.7	19
馬 原 村				7.24	0.4	1
中 川 村						
五 馬 村						
大 山 村						
前 津 江 村				9.15	0.5	1
小 野 筋 村						
玖珠郡戸畑村	3.5.03.	26.1	10	1.4.7.22	8.3	13
計	1.2.9.24.8	100.0	42	17.8.3.25	100.0	137

	畑			山 林		
	面 積	%	筆 数	面 積	%	筆 数
	反畝歩			反畝歩		
限 町						
豆 田 町	3.09	0.1	1			
竹 田 村	4.1.18	14.6	9			
五 和 村						
光 岡 村	3.5.16	12.5	7	1.0.15	0.1	2
庄 手 村						
西 有 田 村	1.4.21	5.2	1			
三 芳 村	1.1.03	3.9	3	3.8.3.24	4.1	8
高 瀬 村	1.0.4.03	36.9	20	38.8.8.10	41.3	89
馬 原 村	4.00	0.2	2	8.4.7.02	9.0	35
中 川 村	3.7.14	13.2	2	4.8.7.14	5.1	24
五 馬 村				2.1.00	0.2	2
大 山 村				7.4.08	0.8	7
前 津 江 村				36.6.2.00	38.8	24
小 野 筋 村				1.4.27	0.2	2
玖珠郡戸畑村	2.9.15	10.3	4	6.4.00	0.7	7
計	2.8.1.09	100.0	49	94.5.3.10	100.0	200

山林本帳より作成

反、田畑一七町八反にたいし、山林は九四町四反とはるかに多い。大分県の場合山林の実測面積は、台帳面積の約四倍といわれ、山間部は平野部よりもさらにそのひらきが大きい。三印鍋屋森家の山林の実測面積は、当家の山番頭⁽⁴⁾である後藤金六氏(三代目)の談によると約五倍、五〇〇町歩は下らなかつたという。

この山林の分布状況を見ると高瀬川筋がもつとも多く、ついで玖珠川沿い、残りは大山川沿いに点在している。(二図参照)「高瀬川流域」この地は日田隈町に近く、しかも高瀬川が隈町方向に北流しているので交通の便は極めてよい。谷が深く、比高二〇〇から三〇〇メートルで、その側面に崖錐がよく発達している。林業地として地理的条件の良い土地である。この谷あいには森家所有山林二一筆のうち八九筆、面積三八町歩が集っている。前津江村地区は高瀬川の源流一帯を指し、背後は御前嶽(一、二二一メートル)、釋迦ヶ嶽(一、二三〇メートル)などに境されている。前津江村の中心に近く、大字柚木の志谷に三八町歩(実測面積約二〇〇町歩)⁽⁵⁾の森家最大の山がある。

「玖珠川流域」⁽⁶⁾玖珠川の谷は高瀬川と同様に谷は深く、傾斜面には崖錐の発達がみられる。日田隈町に近く水運の便にも恵まれ、地理的条件に最も恵まれた土地であつて、早くから植林の対象となつた。森家の山は玖珠川の右岸、苗代部と、その支流高尾川に沿つてまとまつており、五九筆、面積一三、二町歩に達する。

その他大山村七ヶ所、五馬村二ヶ所、光岡村二ヶ所、三芳村八ヶ所、玖珠郡戸畑村八筆、小野筋二筆となつている。

以上のように森家所有の山林は、日田隈町に近くしかも水運の便の良いところが多い。これは商人的山林集積の対象となつた山林が、地理的条件のよい植林の進んだ山林であつたことを物語つている。

(3) 山林の集積過程

表五は、森家の山林一筆ずつについて、その取得時期を明らかにしたものである。この資料には、明治二四年以前に手離した土地が記入されていない。文久の山林帳⁽⁷⁾がみいだせないのもこれによらざるを得ない。

三印鍋屋森家の山林取得は、すでに初代文兵衛長教の代に始まつている。享和三年、中川村苗代部⁽⁹⁾ころふち山野一ヶ所がそ

表5 山林集積過程

	中川村,馬原村			高瀬村			前津江村			その他			計		
	杉山野	山野	計	杉山野	山野	計	杉山野	山野	計	杉山野	山野	計	杉山野	山野	計
地租改正前 (箇所)															
享和3~文化4		1	1							1		1	1	1	2
文化4~9															
文化10~14															
文政1~5															
文政6~10															
文政11~天保3		4	4											4	4
天保4~8		1	1	1	1	2							1	2	3
天保9~13	3		3		2	2							3	2	5
天保14~弘化4										1	1	2	1	1	2
嘉永1~5	6	7	13		2	2							6	9	15
嘉永6~安政4	4	2	6	1	3	4					1	1	5	6	11
安政5~文久2	7	2	9		1	1				1	6	7	8	9	17
文久3~慶応3	3	3	6	3	12	15		6	6		3	3	6	24	30
明治1~5	6	3	9	10	27	37	2	3	5				18	33	51
明治6~10	4	1	5	2	2	4	1	4	5		1	1	7	8	15
計	33	24	57	17	50	67	3	13	16	3	12	15	56	99	155
地理改正後															
	面積 畝	筆数	面積 畝	筆数	面積 畝	筆数	面積 畝	筆数	面積 畝	筆数	面積 畝	筆数	面積 畝	筆数	筆数
明治6~10	7.00	1	3.0.15	4	3.5.21	3							7.3.06		8
◇ 11~15	1.2.9.24	8	1.8.9.15	10	8.5.06	3	4.8.00	3	4.5.2.15						24
◇ 16~20	6.5.12	6	1.8.0.15	18	4.1.08	6	4.6.00	3	3.3.3.05						33
◇ 21~25			1.6.9.07	11			6.8.00	8	2.3.7.07						19
◇ 26~30	1.8.5.05	15	6.3.9.14	32	6.00	1			8.3.0.19						48
◇ 31~35	3.6.06	5	1.3.7.17	28	1.7.00	1	1.1.00	1	2.0.1.23						35
◇ 36~40	2.00	1	1.9.0.15	13	2.00	1	2.1.25	6	2.1.6.10						21
◇ 41~45	2.5.26	7	2.9.0.02	26	1.6.09	5	2.9.6.07	8	6.2.8.14						46
計	4.5.1.13	43	18.2.7.10	142	2.0.3.14	20	4.9.1.02	29	29.7.3.09						234

山林本帳より

れである。二代、三代と代を経るにつれて取得山林は増加している。

文久元年、四代目甚左衛門になつた良蔵は、積極的に山林集積をすすめ、文久三年から明治五年までの一〇年間に取得した山野（杉山野）は一ヶ所にもおよんだ。これは三印初代長教から文久二年までの六〇年間に於ける山林集積数を上まわるものであつた。また、それまでの山林取得場所は、玖珠川筋に集中していたが、彼の代には高瀬川筋へと進出している。高瀬川の今畑、三毛野にあつた山林をもとに、その周辺の山林を取得して、一団地（実測約六〇町歩⁸）とし、また前津江村柚木の志谷の山林（実測約二〇〇町歩⁹）を買入れている。彼が積極的に山林経営に乗り出そうとした姿勢がうかがわれる。掛屋を家業としていた森家が明治の変革にさいし、山林に着目し、これを家業の重要な位置に置きかえようとしたものであろう。

良蔵は明治二年、死亡したがその子永久も良蔵の意志を積極的に受け継ぎ、多くの山林を集積している。永久の養子保蔵の代には盛んに植林が進められるようになった。たとえば志谷の雑木山（約二〇〇町歩）全部を切り開き、これに杉を植林している。森家の山林経営はこれまで立木の商品化を主としたものであつたが、彼の代になつて山野に積極的に植林し、本格的に資本経営¹⁰へ飛躍していった。彼は年若く、三五才にして死亡したが、保蔵の子春雄は父の意志を継がず、こころざしは中途にして挫折してしまつた。大正五年起しの「山林帳」には新たな土地の集積は一筆もない。

(4) 山林の取得先

森家の取得対象となつた山林は、二つに分けられる。すなわち、農民所有の山林と、商人所有の山林である。

明治以前（正確には地租改正前）、商人から取得した山林五ヶ所、農民から取得したもの九五ヶ所、明治以降、商人から八八筆、農民から一三二筆となつており、商人から取得した山林が相当数にのぼっている。そしてそれら商人は大商人だけでなく、中小商におよぶきわめて広汎なものである。山林本帳により取得先の商人名をあげると次のようになる。京屋、^①印鍋屋、中津屋、備中屋、甲斐屋、^②三印の番頭、布屋、高一屋、大阪屋、塩屋、大和屋、戸田重米、紙屋、^③金鍋屋、中尾篤助

^④三印鍋屋、^⑤七印、^⑥と印、

表 6 山林購入先

	高瀬村				前津江村			中川・馬原		
	商人	農民	その他	計	商人	農民	計	商人	農民	計
地租改正前（箇所）										
享和3～文化9								1		1
文化10～文政5										
文政6～天保3									4	4
天保4～13	2	2		4					4	4
天保14～嘉永5		2		2					13	13
嘉永6～文久2	4	1		5				4	11	15
文久3～明治5	31	21		52	1	10	11	6	9	15
明治6～15		4		4	1	4	5		5	5
計	37	30		67	2	14	16	11	46	57
地租改正後（筆数）										
明治6～15	4	8	2	14	1	5	6		9	9
◇ 16～25	11	14	4	29	4	2	6	3	3	6
◇ 26～35	30	27	3	60		2	2	7	13	20
◇ 36～45	14	25		39	2	4	6	5	4	9
計	59	74	9	142	7	13	20	15	29	44

	その他			計			
	商人	農民	計	商人	農民	その他	計
地租改正前（箇所）							
享和3～文化9		1	1	1	1		2
文化10～文政5							
文政6～天保3					4		4
天保4～13				2	6		8
天保14～嘉永5	1	1	2	1	16		17
嘉永6～文久2	2	6	8	10	18		28
文久3～明治5	1	2	3	39	42		81
明治6～15	1		1	2	13		15
計	5	10	15	55	100		155
地租改正後（筆数）							
明治6～15	1	2	3	6	24	2	32
◇ 16～25	1	3	4	19	22	4	45
◇ 26～35		1	1	37	43	2	83
◇ 36～45	5	10	15	26	43		69
計	7	16	23	88	132	8	229

山林帳，山林本帳より

一般に商人的山林地主形成は、農民の萌芽的小林業経営の崩壊の土壤の上に成立していると理解される。⁽¹¹⁾しかし森家の場合は、農民による萌芽的小林業経営の崩壊と、山林をもつ中小商人の崩壊の土壤の上に形成されたと考えられる。

ところで、この中小商人による山林所有は日田幕領以降、日田地方においてのみ実施された年貢米銀納との関係からみる必要がある。日田地方には前述の如く、山間地帯が多く、米作に適さないところでは、上納銀調達のため、はぜ、こうぞなどの樹芸林業を奨励していた。森家の山のうちでは、高瀬川流域がこれに該当した。高瀬地区は谷が深く、田畑がきわめて少なく、農業の比重の低い地帯であり、前津江村地区は冷水田が多いため皆銀納地となっている。そのために、こうぞ、はぜ、茶、杉などの山の生産が盛んであった。辰四月申送書（これは慶応四戊辰年四月、旧日田御役所附の役人より、明治新政府の命により従来の申送諸事項を書記して日田県へ引継がれたもの）には「御上納銀調達方、楮・柘・茶・炭・板其外共諸物産売払」、「限町竹田村エ産物問屋壱人宛相定、楮炭其外諸産物右問屋エ附出」とある。

それぞれの商品は問屋を定めて川下され、商人がその商取引に従事することを定められている。商人は商取引を通じて、農民所有の山林をしだいに手中に納めていったと思われる。

つぎに農民持山からの山林取得についてみると、村持山（共有山）からの山林取得は、わずか一件にすぎないことからみて、すでに村持山の解体の上に、農民経営の林業地が成立しそれらの土地を低当にした高利貸付資本や、山林への商業資本の投資によつて商人の手中におさめられていったものと考えられる。つぎに一例をかかげる。

「明治七年戊十一月永代売渡証文請取田畑宅地山林數十筆買受候分數度頼談有之非常之勘弁ヲ以テ簡引等到候処明治十二年卯十月尚又頼談ニ依リ十五年午九月迄受期延引到遺シ候処米価下落等ニ而売渡主不便利故 左ノ田地宅地流込ニ相成」（田畑本帳より）

(5) 山林の内容

山林は、地租改正前、「山野」とよばれていたが、本帳には「杉（檜）山野」を区別して記載してある。

杉山野は一五五ヶ所のうち五六ヶ所、全体の三六%に達している。地域別には中川、馬原地区、すなわち玖珠川流域に特に多く、総杉山野五六ヶ所のうち三三ヶ所がここに集つてゐる。高瀬川流域は玖珠川筋よりやや少なく一七ヶ所、全体の三〇%である。

「杉山野」は本帳でみると、とくに杉の立木が多く、「山野」に比して造林の進んでいる山林といつてよい。ところで森家の山林に「杉山野」が多いのは、森家が土地条件のとくによい、杉のよくはえた山林を集積していつたことを物語つてゐる。⁽¹²⁾つぎに立木の内容についてのべたい。立木はごくわずかの例外を除いて（たとえば前津江村柚木の志谷山林）、ほとんど杉を主とする松、檜、桐などの有用材でしめられている。

ところで「山野」、「杉山野」における立木の有無、立木数についてみると、本帳に立木の記載のないものは地租改正前ではわずか四八ヶ所、これは全体の三一%にすぎず、地租改正後でも六三ヶ所、全体の二七%にすぎない。立木の記載のないものが必ずしも立木皆無という意味ではないと思われ、立木の記載がなくても根さらえなどの山作業の記入のあるものもある。立木の種類、立木数まで明記してあるものは、相当数にのぼる。

山野一ヶ所当りの平均立木数は天保一四年から嘉永五年と文久三年から明治五年がもつとも多く、約三、〇〇〇本である。これに対し、明治以降は全般に少く、一筆当り明治六年から一〇年間に一、〇〇〇本で、あとはそれより少く、明治二六年以降は三〇〇本となつてゐる。このことは森家の山林の経営の変化をよくしめしていると思われる。すなわち、古くは商品価値の高い立木のある山林の購入に主体がおかれ、明治以降はとくに後期においては植林に力が注がれ、この対象となる土地が購入されたことをいみする。

山林地盤価格は本帳では立木価格の約二〇分の一となつてゐる。このような差は時代が古いほどいちじるしい。地租改正前は、山林は「山野一ヶ所」とだけ記され、立木数に重点が置かれてゐる。地租改正で「山野」に、はじめて面積がつけられたが、立木数の大小がその面積、地価の算定に大きく影響したことは幾多の例から明白である。地盤の価値は「山野」に造林が進む

表7 立木の内容

	高 瀬			前 津 江			中 川 ・ 馬 原					
	山野 ヶ所	立木数 のある もの	立木数	山野 ヶ所	立木数 のある もの	立木数	山野 ヶ所	立木数 のある もの	立木数			
地租改正前												
享和3~文化9							1					
文化10~文政5												
文政6~天保3							4	3	860			
天保4~ 13	4	2	1,900				4	4	15,190			
天保14~嘉永5	2	2	5,070				13	12	38,950			
嘉永6~文久2	5	5	3,800				15	14	31,750			
文久3~明治5	52	30	57,330	11	3	7,500	15	11	68,950			
明治6~ 15	4	3	3,240	5	2	15,300	5	5	5,197			
計	67	42	71,340	16	5	22,800	57	49	160,897			
地租改正後												
	山野 筆数	立木数 のある もの	面積	立木数	山野 筆数	立木数 のある もの	面積	立木数	山野 筆数	立木数 のある もの	面積	立木数
明治6~ 15	14	12	2.0.0.0	17,593	6	6	1.2.0.27	5,710	9	8	8.3.24	8,757
〃 16~ 25	29	19	2.2.3.00	7,784	6	6	4.1.08	1,747	6	5	5.4.12	6,395
〃 26~ 35	60	55	7.4.2.19	23,821	2	1	6.00	403	20	17	1.6.1.20	14,976
〃 36~ 45	39	25	2.7.4.27	9,034	6	3	1.4.27	925	8	2	3.11	450
計	142	111	12.4.0.16	58,232	20	16	1.8.3.02	8,785	43	32	3.0.3.07	30,578

山林本帳より

	そ の 他			計		
	山野 ヶ所	立木数 のある もの	立木数	山野 ヶ所	立木数 のある もの	立木数
地租改正前						
享和3~文化9	1	1	300	2	1	300
文化10~文政5						
文政6~天保3				4	3	860
天保4~ 13				8	6	17,090
天保14~嘉永5	2	1	4,300	17	15	48,320
嘉永6~文久2	8	7	11,240	28	26	46,790
文久3~明治5	3	2	6,800	81	46	140,580
明治6~ 15	1			15	10	23,737
計	15	11	22,640	155	107	277,677

五

	地租改正後							
	山野 筆数	立木数 のある もの	面積	立木数	山野 筆数	立木数 のある もの	面積	立木数
明治6~ 15	3	3	4.8.00	1,166	32	29	4.5.2.21	33,226
〃 16~ 25	4	4	5.1.00	3,019	45	34	3.6.9.20	18,945
〃 26~ 35	8	4	4.2.00	2,125	90	77	9.5.2.09	41,325
〃 36~ 45	14	1	1.00	200	67	31	2.9.4.05	10,609
計	29	12	1.4.2.00	6,510	234	171	20.6.8.25	104,105

につれて高まつて来たといえる。

注

(1)

森家の系譜については、日田市隈町、田中晃氏の御教示によつた。

②印森家をあつかつたものに野口喜久雄「九州の製蠟業における労働力」がある。

(2)

文政一二年の「隈町永昇日記」(田中晃氏による)に「吳崎新田入田銀差出一件、隈町八拾貫目出銀候内訳」がある。

銀拾四貫百匁 〇京

〃拾参貫二百匁 〇三

〃拾貳貫七百匁 三

〃八貫貳百匁 〇京

〃七貫四百匁 〇三

〃五貫六百匁 〇七

(3)

高橋正男「前掲書」に設立の模様についてつぎのようにのべている。

日田商人の有力者、森甚左衛門、山田為作、山田作兵衛、草野忠右衛門、広瀬七三郎等が相議し「御管下租税金及び諸課の公金一切の出納を擔当し兼て公私内外為換貨幣の融通を便利ならしめんが為め」に会社を設立し、佐伯、臼杵、岡、杵築、鶴崎、乙津、戸次、別府、古市、玖珠、森、鶴河内、日出、府内、高田等にある大分県下有数の商人を加入せしめて、事業を開始した。その規定は相当整備したものであつて、純然たる株式会社組織の銀行であつた。

(4) 三印森家には山番頭がおかれていたが、初代後藤茂七は幕末から明治にかけて活躍し、ついで二代目彌六、三代目彌太郎、その弟金六とつづいて現在にいたる。

(5) 三印鍋屋山番頭、後藤金六氏談

(6) 勝目忍「近世における日田、玖珠川の舟運」人文地理第一一巻第四号

(7) 田畑本帳のはしがきに旧帳（文久二戊辰年調製ノモノ）とあるが、みいだせないままである。

(8) (9)、前掲注(4)

(10) 林野庁「日本林業発達史」上巻、

(11) 阿部正昭「前掲書」

(12) 金丸平八「私有林に関する試論」(一)、(二) 1 山林地主の生態について 1 山野の内容はその家の山林経営の型を規定する重要な意味をもっているとしている。

三 山林の経営内容

森家の山林経営は、つぎの段階を経て進んでいる。その一は、明治維新前後から積極的に山林集積をはじめた四代目良藏に代表されるもので、既成の山林を買い入れ、立木の蓄積および商品化を主とする、商業資本的性格の強い経営である。その二は、わが国の資本主義も進展し、森家の山林集積も一応すすんだ明治末から大正初期にかけて六代目保藏に代表される経営であり、これは積極的に植林をなし、立木の商品化とあわせて植林を重視する資本主義的経営であった。

以上の段階を、次の表によつて眺めよう。明治三十八年以前は、ほとんど造林がおこなわれていない。明治三十九年から大正四年の一〇年間は、極めて盛んで、二四万本の杉苗が植えられた。前津江地区の植林がとくに目立ち、(約一八万本)高瀬地区がこれについている。(約三万本)

その後は植林は、極めて低調で、昭和二年の御大典植林に約七万本植えられたにとどまる。

大正五年以降、立木の伐採、商品化がいちじるしく、大正五、九年には約一三万円、同一〇、一、四年、一五、昭和五年は、それぞれ約一二万円となっている。

つぎにここで前者と後者の代表例として、高瀬村アセノ平の山村と、前津江村柚木志谷の山林の二つをとり、それぞれの経営内容をみたい。

(イ) アセノ平の山林

この山林は、日田隈町の南方、約一〇キロメートル、高瀬川右岸にある。明治二年、日田隈町の商人京屋平七、永藏持山杉山野一ヶ所と、明治二年、日田高瀬の谷向イの源七持山山野一ヶ所を取得した山村である。立木数は、取得当時において、それぞれ一万五、〇〇〇本、三、〇〇〇本で、計一万八、〇〇〇本となっている。

地租改正で①は山林貳町六反六畝歩、地価八円六拾銭、②は山林貳反四畝歩、地価壹円六拾九銭となった。買入代金は、①は五ヶ所一紙証文となつていて、これのみの代価は不明、②は四七円拾三銭となっている。

ところでこの山林経営を、その収支をもつて明らかにすると、第一〇表のようになっている。

支出は、そのほとんどが「根ざらしへ」賃であつて、植林(杉苗植、杉目植)は小規模な植林が四回あるのみである。「根ざらえ」は立木が大きいので、立木数、山林の面積に比較して、それほど経費を必要としていない。

収入は明治五年から昭和五年まで五回にわたり、その金額は相当額にのぼる。とくに大正一〇年にうられた杉木一、〇九三本は一万一、〇〇〇円となっている。

このようにアセノ平の山林は、取得時においてすでに一万八、〇〇〇本におよぶ杉の立木をもつ山林であつた。その後、わずかに山手入をおこなうのみで、立木の伐採、商品化がなされている。森家は、このような山林を多く、幕末から明治にかけて、取得しているが、その蓄積はばく大な量にのぼつた。

(四) 志谷の山林

この山林は、スギ、ヒノキなどの有用材の多い森家の山林のなかでは、特異な存在で、ほとんど雑木材であった。

この山は、はじめ山野四ヶ所

(1) 山野壹ヶ所 檜木雑木

(2) " 諸雑木

(3) " 松檜その外諸雑木

(4) " 杉雑木

の取得にはじまり、それらの取得時期と取得相手、取得金はつぎのとおりである。

(1) 文久三年 志谷の文右衛門 買入代金十九文銭拾毫貫

(2) 慶応二年 " 金貳拾五両

(3) 明治二年 志谷の政右衛門 金八拾両

(4) 明治九年 日田隈町商人高一屋又助

二百円 (コシカブリ山一円一紙証文)

地租改正により

(1)、(2) 山林五町壹反歩、地価廿三元九拾七銭

(3) 山林壹町七反歩 " 九円卅五銭

(4) 山林四町貳反五畝歩 " 廿三元卅八銭となった。

立木は一部杉松はあるが、大部分はうつそうと茂った雑木山で、なかにはかし、けやき等の大木もふくまれていて、植林のため明治三六年、高瀬三次郎、財津由太郎への売却した代金は、五千八百五十円にのぼった。明治四五年から始まった、この

山林の植林はこの雑木代金の利足で出来るという計画の下にすすめられた。

この山林の経営内容をみるには、三期に分けるのが便利である。すなわちⅠ雑木林期、Ⅱ植林期、Ⅲ生育期であり、雑木林期には、ほとんど山手入れがなく、支出は少ない。

植林期には、第二表にしめされるように、当時の大規模な造林のようすを見ることが出来る。この山の植林は明治四五年にはじまり、大正四年まで計四年間かかっており、植林された杉苗七万八、五四〇本、杉穂六万八、三二〇本、檜苗六、八〇〇本、その間の労働力は、延一、一四八人、それに要した総計費は一、二八六円六二銭となつてゐる。

生育期には、植林後の手入支出が莫大な量にのぼつてゐる。期間は手入支出からみて、約一五年つづいてゐるとみられる。とくに大正一一年がピークで、「根ざらへ」賃として九六七円四〇銭を投じてゐる。うち五三五円五〇銭は、延四五五人分の労賃で、あと四三〇円は受負としてゐる。この一ヶ年の根ざらへ支出は明治四五年と大正四年の総植林費に比敵する額である。いかに植林後の手入れに費用を要するかがわかる。

森家では、この志谷の山林にみられるような植林は、第八表にみられるように明治末から大正始めにかけ、多くの経費をかけておこなわれている。

注

- (1) 大正五年起し「山林帳」には、土地の新らしいうごきは、まつたくない。伐採が多く、そのあと地に植林もされてない。御大典植林で、いくぶん植えてゐるが、ごくわずかである。

おわりに

以上、三印鍋屋の山林帳を中心に、その山林集積および経営内容についてみた。

森家の山林は、日田隈町に近く、水運の便のよい玖珠川と高瀬川流域にまとまつて分布してゐる。立木が多く、地租改正前

で山野（杉山野）一ヶ所当り平均二、〇〇〇本、総本数二六万四、〇〇六本に達した。

森家の山林面積は明治二十四年、台帳面積で九四町四反（実測面積五〇〇町歩）であるが、その質の面、つまり立木数を見ると、きわめて大きい価値を蓄積しているといえる。当時立木と地盤の価格の差は二〇対一であった。

つぎに山林の取得先をみると、農民の持山だけでなく、商人持山もかなり多かつた。そして村持山（共有山）の取得は、一株の権利買取り一件あるにすぎなかつた。

森家の山林への進出が、村持山を買入れ、植林する後進地型ではなく、すでに村持山解体のうえに成立した農民による萌芽的山林経営がかなりすゝんでおり、またその一部は、はげ、こうぞ、茶などの商取引を通じて商人の手中にあつたとみられ、これら両者の崩壊の立壊のうえに森家の山林地主化が成立したといえよう。これは幕末とくに明治維新を前後して強力にすゝめられた。

その後も山林の集積は続けられたが、明治の後期から大正にかけて、これまでの立木の蓄積を主とする経営から、植林へかを入れる資本家的経営内容へと変つていった。この期（約一〇年間）に二三万七、〇〇〇本が植えられた。

その後、経営者の事情により衰退してゆくが、これは多くの日田商人が歩んだ道とも共通するが、ここでは、これについては追究しなかつた。

以上を総合して、吉野地方ほどに規模は大きくないが、日田地方において商人資本による山林地主化があつたことは明白であらう。そして、すぐれた蓄積をもつ、森家の山林をみると、幕末すでに日田地方は相当に植林がすすんでいたと推察される。ただし、これは玖珠川、高瀬川流域など、地理的条件からいつて第一等地についてである。

第二等地以下の土地まで植林がすすみ、今日のような日田林業の形成は、明治中期以降から大正にかけてである。これらることについては、さらに他商人の資料によつてうらづけたい。

(後記)

古川克己氏、広瀬恒太氏には、調査にあたり御便宜をいただいた。なお、田中晃、後藤金六氏には、資料について、いろいろ御教示いただいた。紙上を借りて厚く御礼申上ずる次第である。

表 8 造林本数

	馬原・中川			高瀬			前津江		
	杉	杉穂	檜	杉	杉穂	檜	杉	杉穂	檜
明治24~明治28	80								
29~33									
34~38	560					340			
39~43	4,890		200	11,020	9,200	2,185	14,120	18,830	170
44~大正4	5,630			14,590		150	65,090	68,300	22,040
大正5~9	8,270		500	5,400			12,170		
10~14	7,940	450	1,330	15,999	660	780	18,752		
15~昭和5	12,560	100		49,010	1,610		11,410	1,050	250

	その他			計		
	杉	杉穂	檜	杉	杉穂	檜
明治24~明治28				80		
29~33						
34~38			200	560		540
39~43			100	30,030	28,030	2,655
44~大正4				85,310	68,300	22,190
大正5~9				25,840		500
10~14				42,691	1,110	2,110
15~昭和5	10,813	600	800	83,793	3,360	1,050
				268,304	100,800	29,045

山林本帳より

表9 立木収入

	高 瀬	中川・馬原	前 津 江	そ の 他
明治8年以前	兩 200	1,467 兩 19 文 錢 20 貫		
明治9～明治13	2,365 円	2,497 円		456
14～ 18		109		
19～ 23	414	736	360	
24～ 28	1,619	65 461	766 615	80 227
29～ 33	4,647	165 4,265	4,000	3,800
34～ 38	1,354	215 6,570	660 24,567	
39～ 43	4,765	4,731	1,242 2,400	
44～大正4	5,263	7,678	180	
5～ 9	21,759	58,490	56,060	
10～ 14	81,353	38,458	4,030	332
15～昭和5	64,043	31,080	17,805	8,105

山林本帳より

	計		
明治8年以前	1,667 兩 20 貫		
明治9～明治13	5,318 円		
14～ 18	109		
19～ 23	1,512		
24～ 28	180 2,922	1,091	3,011
29～ 33	205 8,912	8,170	12,087
34～ 38	440 32,491	1,315	33,806
39～ 43	41 11,896	1,283	13,179
44～大正4	206 13,121	206	13,327
5～ 9	136,309	0	136,309
10～ 14	124,173	0	124,173
15～昭和5	121,033	0	121,033

表10 アセノ平山林収支表

	支 出		取 入		
	金額 円 銭	摘 要	金額	摘 要	売 先 き
明治5~23年	70.19	根さらえその他			
24	4.20	〃			
〃	1.26	杉 苗 植			
25	7.15	根 さ ら え			
27	3.38	〃			
〃	.28	火 防 酒 代			
29			2150.00	杉 2700 本代	稲尾長七
30	.26	火 防 酒 代			
31	5.40	根さらえその他			
〃	.37,5	杉 目 植			
32	6.70,5	根さらえその他			
33	4.90	〃			
34	8.15	〃			
36	16.90	〃			
37	10.30	〃			
39	6.90	〃			
40	11.23	〃			
41	16.90	〃			
42	8.40	〃			
大正 2	2.00	〃			
3	1.20	杉 目 植			
8			40.00	杉 58 本	武内寅之助
10			11.000.00	杉 1093 本	日田製材所
14	14.00	根 さ ら え			
昭和 2	16.80	〃			
〃	4.70	杉 苗 500 本植			
〃			700.00	杉 299 本	石松 亀 太
3	10.70				
〃	13.00				
4	17.40				
〃	1.20				
〃			1090.00	718 本と 241 本	石松 亀 太
5	11.00				
〃	7.00				

表 11 志谷山造林(1)

支出事項	明治 45 年		大正 2 年		大正 3 年	
	金額 円 銭		金額 円 銭		金額 円 銭	
藪切り、火入れ	210.00		54.00		25.00	
野 サ ビ	10.00				3.25	
苗 代	118.79.5		7.86		78.50	
{ 杉 苗	102.37.5	36,350 本			44.00	26,950 本
{ 杉 穂	3.50	3,500 本	7.86	9,820 本	24.00	30,000 本
{ 檜 苗	12.92	3,800 本			10.50	3,000 本
苗 送 り 賃	8.40	21 駄			4.50	
苗 植 手 間	65.38	169.75 人	14.00	35 人	52.80	149 人
根 さ ら え	22.07.5	19.5 人	33.70	80 人	22.20	74 人
そ の 他	71.92.5		4.50		122.28.2	
うち 小屋建	33.93	財務のための小経				
人 夫					88.53	人夫240とあるが 何作業のわからぬ。
計	506.57.5		114.06		308.53.2	

山林本帳より

支出事項	大正 4 年		計	
	金額		金額	
藪切り、火入れ	15.00		304.00	
野 サ ビ	2.00		15.25	
苗 代	58.10		255.39.5	
{ 杉 苗	38.10	15,240 本	184.47.5	78,540 本
{ 杉 穂	20.00	25,000 本	55.36	68,320 本
{ 檜 苗			23.42	6,800 本
苗 送 り 賃	2.50		15.40	
苗 植 手 間	52.35	152 人	184.53	505.75 人
根 さ ら え	183.20	469 人	261.17.5	642.5
そ の 他	51.57		250.27.7	
うち 小屋建	16.00	小屋屋根がえ	49.93	
人 夫			88.53	
計	364.72		1,286.62.7	

表 12 志谷山造林(2)

	野サビ	根 サ ラ ヘ	核(楡)苗	苗植手間	雑 費	
大正 5 年		円 銭 厘 315.62.2	円 銭 16.00	円 銭 厘 31.79	円 銭 厘 11.70	
6		259.33	.12	41,94.7	11.88	
7		743.78 (716、3人)	5.95	18.80	16.21	
8		542.11.5 (830.5人)	9.00	20.70	14.97	
9	40.50	824.31 (721.3人)			7.16	
10			18.75	21.00		
11	12.00	967.40 { 535.90(455人)	34.50	35.50	24.95	
◇		{ 430.00 受負				
12		460.00 受負				
13		345.00 ◇				
14	10.00	454.76			37.86.4	(防火線作り)
昭和 2		254.69 (206.3人)			106.00	(◇)
◇					19.24.6	
3		247.05	24.00	(2000本)	114.63.7	(防火線作り)
4		210.20		8.40	47.60	(◇)
					22.43	
5		141.60			5.35	
					31.27	(防火線作り)
	62.50	5767.85.7	108.32	178.13.7	47.02.6	337.37.1

山林本帳より